

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	70 件
国民年金関係	57 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	109 件
国民年金関係	71 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和50年ごろ、特例納付という制度を知り、夫婦共に区役所出張所で国民年金の加入手続をし、それまで未納であった国民年金保険料を分割で納付した。

申立期間の保険料を納付した領収証書を所持しているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書によると、昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料を、特例納付実施期間中の50年8月から同年12月にかけて4回にわたって納付しており、納付金額も申立期間の保険料を特例納付で納付した場合の保険料額と一致している。また、申立人は、申立期間以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から47年7月まで

私は、昭和50年ごろ、特例納付という制度を知り、夫婦共に区役所出張所で国民年金の加入手続をし、それまで未納であった国民年金保険料を分割で納付した。

申立期間のうちの一部の保険料を納付した領収証書を所持しており、また、夫と同じように保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から47年7月までの期間については、申立人が所持する領収証書によると、昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料を、特例納付実施期間中の50年4月から同年12月にかけて6回にわたって納付しており、納付金額も当該期間の保険料を特例納付で納付した場合の保険料額と一致している。また、申立人は、申立期間以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年11月から43年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付した期間等についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から47年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、転居手続等を区役所でする際、国民年金手帳を持参して、国民年金の住所変更手続も併せてしていた。

申立期間の国民年金保険料は、昭和49年9月の婚姻に伴う転居手続等の際に、国民年金の住所変更手続も行い、その後に送付された未納保険料の納付書により、妻が保険料を納付したと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年9月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人が所持する国民年金手帳によると、住所変更手続を適切に行っていることが確認できる。さらに、申立人は、未納保険料の納付書が送付された時期等について鮮明に記憶している上、申立人の保険料を納付したとする妻は、未納保険料の納付書が送付されたこと及び保険料の納付場所等の納付手続について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの期間、昭和45年10月から46年3月までの期間及び昭和48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年12月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで

私は、20歳の時に、転勤に伴い転居し、区役所で転居手続きをした際、区の職員から勧められて国民年金の加入手続きをした。加入当初の国民年金保険料は、まとめて納付したと記憶している。きちんと保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、9か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入の経緯及び当該期間の保険料の納付に関して具体的に記憶している上、当該期間直後の期間の保険料は、昭和45年1月に納付していることが確認でき、この時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、6か月及び3か月と、いずれも短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は、いずれも納付済みであり、また、申立期間③は、国民年金手帳の再発行を受けた昭和49年5月の時点で、保険料の過年度納付が可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

私は、妻と結婚後に夫婦で話し合い、昭和 51 年 4 月から国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降は申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 9 か月と短期間である。

また、申立人と申立人の妻の国民年金年度別納付状況リストにおいて付加保険料への加入申出年月は昭和 51 年 9 月であることが確認できる上、申立人の保険料を自らの分と一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和 51 年 4 月からの自身の保険料は納付済みであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

私の国民年金の加入手続は、申立期間当時、同居していた兄かその妻が行ってくれ、私が転居するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 2 か月間と短期間である上、申立期間当時に同居していた申立人の兄は、申立期間の自身の保険料を納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 11 月に払い出され、その直後の 52 年 2 月に 50 年 4 月から 51 年 3 月までの 1 年間の保険料が過年度納付されており、この時点で申立期間の保険料も同様に過年度納付することが可能であったことから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から49年12月まで

私は、結婚後、夫婦の国民年金保険料を、近隣の金融機関で、納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの期間については、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人及びその夫の記録で保険料の納付時期が確認できる期間については、夫婦の保険料は同日に納付されていることから、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする夫の、当該期間の保険料も未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで
③ 昭和48年7月から50年6月まで
④ 昭和55年7月から56年11月まで
⑤ 昭和57年2月から59年3月まで

私の国民年金保険料は、婚姻後から元配偶者が納付したか免除申請をしたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間にはさまれた46年4月から同年6月までの期間は、領収書が見つかったことにより未納から納付済みに記録訂正された期間であるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間③については、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、元配偶者からは証言を得ることができないため納付状況が不明確である。さらに、申立期間④及び⑤については、当該期間の保険料の納付又は免除申請をしていたとする元配偶者は、昭和55年7月に転出届が提出され、当該期間には、別居していたことが被保険者名簿により確認できるなど、申立期間の保険料の納付又は免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、20 歳になったころに市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、平成 10 年 2 月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立期間は 10 か月と短期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと思われる昭和 54 年 2 月時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人は、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられる上、申立人が保険料を納付していたとする郵便局及び銀行は、当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで
私は結婚後、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされているのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、また、申立人が保険料を納付したとする時期は第1回特例納付の実施期間である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している。さらに、市役所での国民年金の加入及び保険料の納付に立会ったとする申立人の夫は、対応した職員が20歳までさかのぼって保険料を納付できると教示し、その場で保険料額を計算してくれたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から54年6月までの期間及び昭和59年10月から61年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から54年6月まで
② 昭和59年10月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金付加保険料を自宅近くの金融機関で納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金付加保険料の加入手続をした時期、場所を明確に記憶している上、申立人が納付したとする付加保険料額は当時の金額とおおむね一致している。また、申立人は、申立期間初年度に、納付書に印字された定額保険料額に付加保険料を付加した金額に修正して納付したと説明しており、申立人が付加保険料を納付したとする金融機関及び申立人が申立期間当時居住していた区は、金額を修正した納付書で納付することが可能であると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年9月から41年3月まで
②昭和45年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、夫婦で一緒に国民年金に加入して以来、妻が二人分の保険料を納めてきた。また、万一、未納の通知が届いた場合でも、必ず納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、当該期間及び当該期間前後の期間を通じて申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付金額についての申立人及び妻の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人及び妻は、過年度納付した記憶がない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年1月
②昭和52年4月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、私が夫婦二人分と一緒に市役所か郵便局で納付していた。申立期間②については、昭和54年3月に当時未納であった保険料を、夫婦二人分をまとめて銀行で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、1か月及び12か月とそれぞれ短期間である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、保険料の現年度納付が可能な期間である上、当該期間の直後の48年2月及び3月の保険料は納付済みとなっており、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人が、当該期間の保険料と一緒に納付したとする当該期間直前の昭和52年1月から3月までの保険料は、54年3月に過年度納付されていることが確認でき、申立人が納付したとする金額は、当該期間及びその直前の52年1月から3月までの保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年1月
②昭和52年4月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、夫が夫婦二人分と一緒に市役所か郵便局で納付していた。申立期間②については、昭和54年3月に当時未納であった保険料を、夫が夫婦二人分をまとめて銀行で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、1か月及び12か月とそれぞれ短期間である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、保険料の現年度納付が可能な期間である上、当該期間の直後の48年2月及び3月の保険料は納付済みとなっており、申立人の夫が納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人の夫が、当該期間の保険料と一緒に納付したとする当該期間直前の昭和52年1月から3月までの保険料は、54年3月に過年度納付されていることが確認でき、申立人が納付したとする金額は、当該期間及びその直前の52年1月から3月までの保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間、44年10月から同年12月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年9月から46年3月まで
②昭和57年1月から同年3月まで
③昭和58年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、昭和42年12月ごろ集金人が自宅に来て未納分をすべて納めることができると言われ、納付した。44年11月に再婚した後は、私の義父が国民年金の任意加入手続を行ってくれ、私の保険料も義父が納付していた。48年に義父が死亡した後は、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ3か月と短期間であり、当該期間後の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間及び44年10月から同年12月までの期間については、申立人は当該期間の保険料領収済通知書を所持しており、納付したとする金額も一致しているなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和39年9月から41年3月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付時期、納付場所等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間①のうち、昭和43年4月から44年9月までの期間及び45年1月から46年3月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付は、申立人及び申立人の義父が納付したとしているが、納付した時期、納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の義父は昭和48年に死亡しているため、申立人の任意加入の^{あいまい}手続及び申立人の義父が保険料を納付した状況等が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間、44年10月から同年12月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、長男が生まれた後、妻の母の勧めもあって、当時住んでいた区の自治会を通じて国民年金の加入手続をして、私と妻の二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立人が厚生年金保険に加入後の昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月まで任意加入し、付加保険料も納付している。

また、申立人は、自治会を通じて国民年金の加入手続をしたこと、自宅に来た集金人に印紙検認を受け保険料を納付したことなど、保険料の納付方法や納付場所について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、長男が生まれた後、母の勧めもあって、当時住んでいた区の自治会を通じて国民年金加入手続をして、私と夫の二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の夫が厚生年金保険に加入後、昭和 55 年 10 月から 61 年 3 月まで任意加入し、付加保険料も納付している。

また、申立人は、自治会を通じて国民年金の加入手続をしたこと、自宅に来た集金人に印紙検認を受け保険料を納付したことなど、保険料の納付方法や納付場所について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から60年3月まで
② 昭和60年10月から62年3月まで

私たち夫婦は、妻が、近所の市の施設で行われた国民年金保険料の出張徴収の際に、さかのぼって納付できる2年分の保険料を夫婦二人分まとめて納付し、その後は、市役所の支所で納付書により保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の当該期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の妻が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする金額及び同時に納付していたとする現年度分の保険料額は、昭和62年に納付した場合の保険料額と一致し、また、62年当時には当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、当該期間は申請免除期間であり、申立人及びその妻は、当該期間の保険料の追納申込手続を行ったことはないと説明しているほか、追納したとする保険料額に関する記憶も曖昧である上、追納を行うための納付書を受け取ったこともないと説明しているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から60年3月まで
② 昭和60年10月から62年3月まで

私たち夫婦は、私が、近所の市の施設で行われた国民年金保険料の出張徴収の際に、さかのぼって納付できる2年分の保険料を夫婦二人分まとめて納付し、その後は、市役所の支所で納付書により保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の当該期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする金額及び同時に納付していたとする現年度分の保険料額は、昭和62年に納付した場合の保険料額と一致し、また、62年当時には当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、当該期間は申請免除期間であり、申立人及びその夫は、当該期間の保険料の追納申込手続を行ったことはないと説明しているほか、追納したとする保険料額に関する記憶も曖昧である上、追納を行うための納付書を受け取ったこともないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月及び同年 2 月

私の母親は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、昭和 43 年度からは自分で保険料を納付し始め、44 年に結婚してからは、私が夫婦二人分の保険料を区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2 か月と短期間で、申立人及びその夫は当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が納付したとする保険料の額は、当該期間当時の保険料額と一致するほか、保険料の納付状況に関する申立人の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与していない上、保険料を納付していたとする母親は、当時の加入手続、保険料の納付方法等に関する記憶が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 51 年 1 月及び同年 2 月

私が勤めていた商店の店主夫妻は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、毎月の給与から私の国民年金保険料に相当する金額を控除して、保険料として納付してくれていたはずである。また、昭和 44 年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2 か月と短期間で、申立人及びその妻は当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の妻が納付したとする保険料の額は、当該期間当時の保険料額と一致するほか、保険料の納付状況に関する申立人の妻の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が勤務していた商店の店主夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、当該店主夫婦は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、店主夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、夫が行ってくれた。その時に、区役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、後日、夫が保険料を納付書で払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとされる夫は、60 歳到達前の 8 か月を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 7 月時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に加入の時、このままでは受給資格期間の 25 年を満たさないと市役所で言われ、国民年金保険料をさかのぼって払った記憶がある。その後も、保険料の納付期限までに過年度と現年度の保険料を併せて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

なお、申立期間①については、当時勤務していた会社が代行して保険料を納付してくれていたかもしれないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、国民年金手帳の記号番号の払出日から、国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間前後の期間の保険料は過年度納付していることが確認できる上、当該期間はそれぞれ 3 か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時に申立人が勤務していた会社は、従業員の保険料を代行して納付したことはないと説明している上、手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 3 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は上記の手帳以前に別の手帳を所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和60年1月から同年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間
の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、平成 2 年 4 月から 6 年 3 月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 6 年 3 月まで

私は、申立期間①については、母が私や家族の国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたことを母から聞いている。申立期間②については、自営業の売上げが不振で、平成 5 年に自己破産の決定を受けるほど生活が苦しかったため、保険料の免除申請を続けて行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする母親及び申立人の兄の保険料は納付済みとなっており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 4 月時点では、当該期間は保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の兄も国民年金の加入当初に現年度分の保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

申立期間②については、申立人は昭和 55 年 1 月から保険料の免除申請を行っており、当該期間前後の期間の保険料は免除されている上、申立人は、当該期間中の平成 5 年に自己破産の決定を受けるなど、申立人の当該期間当時の生活状況は困窮しており、保険料の免除申請を行っていたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①は国民

年金保険料を納付していたもの、申立期間②は保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、母が家族の分と一緒に納付してくれていた。母の性格から考えても、兄の保険料を納付し、弟の私の分だけ払わないということはある得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月以降の国民年金加入期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人と年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄及び兄の妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みとなっている。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び父親は、36年4月から60歳に至るまで、保険料をすべて納付している。さらに、申立人の兄及び兄の妻は、当該期間の保険料は、申立人の母親が家族の分をまとめて自宅近くの金融機関で納付していたと証言しており、当該金融機関は48年から開設されていることが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から44年4月まで
② 昭和44年5月から46年9月まで
③ 昭和57年4月から同年6月まで
④ 平成6年7月から8年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③については、当該期間の前後の国民年金保険料が納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である。また、申立人が説明している保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等の納付状況に関する記憶は申立期間当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間①、申立期間②及び申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間①については、申立人は区の集金人から領収書を受け取ったと説明しているが、当該期間当時区では印紙検認方式を実施しており集金人が領収書を発行していないこと、申立期間②については、申立人が保険料を納付書により納付したとする方法は、区では昭和45年4月に採用しており、申立期間②の当初に実施されていた保険料の納付方法と合致していないこと、申立期間④については保険料を口座振替していたとする銀行口座に平成6年8月以降保険料を口座振替した記録がないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年3月まで
② 昭和46年2月

私の申立期間①の国民年金保険料は、母が納付していた。母が自分の分だけ納付したとは考えられない。また、申立期間②の保険料は、妻が納付していた。妻が妻と母の分だけ納付したとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、当該期間後の昭和41年4月から厚生年金保険に加入する昭和45年6月の直前まで国民年金保険料を納付している上、納付したとする申立人の母は自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間②については、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直前の厚生年金保険加入期間の資格喪失日が昭和46年3月から同年2月に訂正された平成11年8月まで当該期間は厚生年金保険加入期間とされていた上、申立人の妻は保険料額等の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私の父は、両親と私たち夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が養子の夫が納付となっているのに実子の私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1回で3か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである。また、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された夫、保険料を納付したとする父親及び同居の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年度から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年3月まで

私は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間のうち、昭和43年10月から46年8月までの期間については、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする保険料の納付方法は居住していた市の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致する。46年9月から52年3月までの期間については、申立人は当該期間のうち47年、48年、50年及び51年の保険料の納付金額、納付場所を記載したメモを所持しており、納付金額は当時の保険料額と一致し、納付場所は保険料の収納を取扱っていた。さらに、申立人の友人は、43年11月頃、申立人から国民年金に加入し、保険料を納付していると聞いたと証言しているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間、46年10月から同年12月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年4月から46年3月まで
②昭和46年10月から同年12月まで
③昭和50年1月から同年3月まで

私は、区の集金人や金融機関に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間の前後は保険料が納付済みであり、住所に変更がないなど、申立人の生活状況に変化は見られない上、申立期間②直後の3か月は、申立人が所持する領収書に基づき、平成17年に未納から納付済みに記録訂正されており、行政上の事務処理に不適切な取扱いが見られるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月及び同年5月
② 昭和39年11月から50年6月まで

私は、国民年金加入時に、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できると言われて納付した。その後、区役所から未納の保険料をすべて納付できるとの知らせが来たので、夫に保険料約50万円を用立ててもらい、未納の保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和40年1月から50年6月までの国民年金保険料については、申立人は、当該期間後の保険料をすべて納付しており、納付したとする保険料額は申立人の未納期間の保険料額を第3回特例納付で納付する金額とおおむね一致する上、当該保険料を納付するのに十分な資力があつたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和39年11月及び同年12月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人が40年1月に国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、39年12月以前は、未加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から50年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年4月まで

私の妻は、私たち夫婦の国民年金の加入手続をした後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付してきた。保険料を納付していた妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入した後、申立期間を除き申立人の国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は同時期に払い出されており、申立人の妻の所持する夫婦の領収書から、おおむね同日に夫婦一緒に保険料を納付していたことが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から59年3月まで

私の父は、私の入社日に就職先の社長に挨拶するために上京し、その足で区役所に行き、私の転入届と同時に国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。その約1年後、私あてに保険料が未納ということで納付書が送付されてきたので、その期間の保険料は父が納付したはずであると主張したが、取りあってもらえず、止むを得ず再度保険料を納付した。申立期間の一部の保険料は重複して納付しているはずであり、また、保険料が未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をした動機及び時期が具体的であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年5月時点では、申立期間の国民年保険料は過年度納付することが可能な期間である上、申立人の父親が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間、60 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月から口座振替で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 10 月以降、申立期間を除き 60 歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持する 58 年、59 年、60 年及び 61 年の確定申告書に記載されている金額は、当時の保険料額とおおむね一致していること、当該確定申告書を作成したとする税理士は、申立人の預金通帳から引き落とされた金額を基に作成していたと証言していること、口座振替で保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 6 月まで

私は、昭和 49 年 7 月に、妻の生命保険の解約返戻金約 8 万円を使って、私の国民年金保険料を区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は記録上強制適用期間である上、申立人が保険料を納付したとする 49 年 7 月は第 2 回特例納付の実施期間内である。さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関は申立期間当時開設され保険料を収納していたことが確認できる上、申立人の妻は、自身の生命保険解約返戻金を申立人の申立期間の保険料に充てたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から同年12月まで

私は、申立期間当時、付加保険料を含む国民年金保険料を区役所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前までの国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間直前の平成11年6月及び同年7月の付加保険料も納付している上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で前納していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金手帳の記号番号が昭和 49 年 8 月に払い出されているため、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間直後の保険料を前納している。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、社会保険事務所が管理する昭和 58 年 11 月時点の納付状況リストでは、申立人の納付方法は口座振替であったことが確認でき、これは、申立期間当時の納付方法と一致している上、申立人は、申立期間当時、その納付方法を変更した覚えがなく、残高不足による督促状が届いたこともないと説明しているなど、申立内容に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付書により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人が所持する年金手帳において、59 年 8 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていることが確認でき、その時点で当該期間の保険料は現年度納付が可能である上、当該期間直後の期間の保険料は、平成 8 年 6 月に厚生年金保険に加入するまで長期間にわたって納付されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 59 年 7 月までの期間については、申立人は 58 年 8 月に厚生年金保険の資格を喪失しているが、その時期に申立人が国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年12月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から同年12月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、税金や国民年金などの公的支払義務については注意深く対処しており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、その加入期間の一部は保険料を前納している。

また、申立期間①は、4か月と短期間で、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年9月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間②は、3か月と短期間で、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年12月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から同年12月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私の夫は、税金や国民年金などの公的支払義務については注意深く対処しており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、その加入期間の一部は保険料を前納している。

また、申立期間①は、4か月と短期間で、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間②は、3か月と短期間で、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の保険料を納付したとされる申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料を市役所で納付していたはずであり、また、申立期間②については、私の夫の分と併せて保険料を市役所で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立期間①は、当該期間直前の昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの保険料は、社会保険事務所が管理する特殊台帳（原票）では未納となっているにもかかわらず、被保険者記録（オンラインデータ）では納付済みとなっており、行政側の記録管理に不適切な点がみられ、申立期間②は、申立人が納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間①及び②は、いずれも 3 か月と短期間であり、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

私は、母から国民年金保険料を必ず納付するように言われ、注意して納付してきたので、厚生年金保険の適用会社を退職後には必ず国民年金の手続に行き、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間後の期間の保険料は付加保険料を含め納付済みである。

また、申立人は、申立期間直前の時期に、昭和46年4月から同年6月までの保険料を第2回特例納付で納付していることが確認でき、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能である上、申立人が申立期間当時に居住していた市の被保険者名簿及び年金手帳には、「資格取得52年3月21日」と記載されているなど、申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に転居した地域の区役所出張所で、「夫婦ともに国民年金保険料の未納がある。このままでは将来受け取る年金が少なくなってしまうので、納付するように。」と言われ、合計で約 2 万円の保険料を納付した記憶がある。私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第 1 回特例納付が実施されていた期間であり、申立人が納付したと記憶している金額は、夫婦二人分の申立期間の保険料を第 1 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人が、保険料の未納を指摘されたとする区役所出張所は、昭和 22 年 6 月から申立人が説明する場所に所在し国民年金に関する事務を取り扱っていたことが確認できる。

また、申立人及びその夫は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで

私の妻は、昭和 46 年 3 月に転居した地域の区役所出張所で、「夫婦ともに国民年金保険料の未納がある。このままでは将来受け取る年金が少なくなってしまうので、納付するように。」と言われ、合計で約 2 万円の保険料を納付した記憶がある。私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第 1 回特例納付が実施されていた期間であり、申立人の妻が納付したと記憶している金額は、夫婦二人分の申立期間の保険料を第 1 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人の妻が保険料の未納を指摘されたとする区役所出張所は、昭和 22 年 6 月から申立人の妻が説明する場所に所在し国民年金に関する事務を取り扱っていたことが確認できる。

また、申立人及びその妻は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年10月まで

私は、昭和49年4月ごろ、友人宅で集金人から国民年金の説明を受け、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付してきた。その後、53年4月に転居後も同じように集金人に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月及び同年5月については、申立人は、昭和49年4月に国民年金に任意加入して以降、当該期間直前の期間までの国民年金保険料を納付している上、当該期間は2か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和53年6月から58年10月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、転居後に国民年金の住所変更手続等をした記憶が無く、申立人が転居した先の市は、申立期間当時、集金人制度は無かったと説明している上、申立人が所持している年金手帳には55年7月に国民年金の資格を喪失している旨の記載があるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を実家の菓子店で集金人に納付していた。私が不在のときには、同居していた妹に納付してもらったこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間については、申立人は、同居していた妹と一緒に国民年金保険料を納付していたと説明し、妹も姉である申立人の保険料を納付したことがあると説明するなど、申立人の説明は具体的であり、当該期間の妹の保険料が納付されているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、同居していた妹についても、当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年3月まで
② 昭和45年4月から47年6月まで

申立期間①について、私は、母から20歳になったので国民年金に加入しておいたからと言われ、その当時、1か月100円でシールかハンコを手帳にはっていたのを見た記憶がある。国民年金手帳には昭和42年3月加入と記載がある。

申立期間②について、私は、結婚して住所が変わり、銀行も変わり納付ができないとのことで納付書で納めた記憶がある。

いつごろだったかは定かでないが、納付を調べてもらった時には納付漏れはないとのことだった。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、結婚後に転居し、転出先の区で納付書及び口座振替により保険料を納付していたとする申立人の説明は具体的であり、転出先の区では当該方式による保険料の納付が行われていたことが確認できる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿においても転出が確認できるなど、当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取す

ることができないため、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人は、所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」欄の記載をもとに、申立期間の保険料が納付されたものと主張しているが、当該欄は、被保険者となった時期を記載したものであり、保険料を納付した時期を記載したものではないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2904

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、住み込みで勤務していた会社の給料から毎月控除され、事業主の妻が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直前の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人が、申立期間当時勤務していた事業所では、昭和 45 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間、事業主が従業員の国民年金の加入手続を行い、その保険料を給与から控除し、納付していたことを事業主の家族が証言しているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から52年3月まで

私は、結婚してから妻に国民年金への加入手続を行ってもらい、未納となっていた2年間分の国民年金保険料を妻が金融機関等で納付した。その際、妻が周りの人から、それ以上さかのぼって納付することができる制度があることを聴き、後日妻は、私の申立期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金への加入手続を妻が行い、その後、申立期間の国民年金保険料をまとめて妻が納付したと具体的に説明しており、また、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されている時期であり、妻が納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、夫婦ともに特例納付後の期間の保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年10月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時の住所付近の郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、住所付近の郵便局で納付したと説明しており、当該出張所及び郵便局は申立期間当時開設されていたことが確認できるなど、申立人の加入状況及び納付状況に関する説明は具体的であり、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和 59 年 6 月 20 日に区役所の出張所の窓口で納付した。同日、59 年 6 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を前納している。申立期間の保険料が付加保険料も含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間前後の期間については、付加保険料も含め保険料を前納しているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人が保管していた領収書により、未納から納付済みに記録が訂正されており、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から49年3月まで

私は、昭和37年5月ごろ、区役所の集金人から平和になったから無駄にならないと国民年金加入を勧められ、同年8月から出張所で国民年金保険料を納付した。スタンプを押してもらった記憶がある。46年4月に引っ越してからも納付していた。50年12月には妹と一緒に、区役所で過去の未納分の保険料をまとめて支払った記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間については、国民年金手帳の記号番号が払い出された51年1月時点では、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人は、50年12月に妹と一緒に区役所で保険料の納付を行ったとする当時の状況を具体的に説明しており、妹も同様の説明をしているなど、当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年8月から48年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間の加入手続、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人がまとめて保険料を納付したとする昭和50年12月は第2回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、まとめて納付した金額に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、亡夫が夫の国民年金保険料と一緒に銀行で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は申立人の夫の経営する事業の専従者として働いており、夫が所持していた昭和 53 年及び 54 年分の確定申告書（控）及びその内訳資料に記載されている金額は、当時の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人の保険料を夫婦二人分一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料をすべて納付している上、申立期間は 12 か月、3 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付してくれており、申立期間の納め忘れは考えられず、納めなかった理由も思いつかない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料も納付済みである。

また、申立人の妻は、申立期間当時定期的に自宅に来ていた金融機関の担当者に保険料を納付していたことを具体的に説明しており、当該金融機関は当時開設されていたことが確認できる。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私は、国民年金加入後の国民年金保険料を欠かさず納付してきた。申立期間の納め忘れは考えられず、納めなかった理由も思いつかない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料も納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時定期的に自宅に来ていた金融機関の担当者に保険料を納付していたことを具体的に説明しており、当該金融機関は当時開設されていたことが確認できる。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から54年2月まで

私の母は、私が20歳になったとき、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和50年4月に大学に入学してからも母又は自分が納付を続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の母親は、昭和44年4月に国民年金に任意加入後、60歳に至るまでの自身の保険料をすべて納付している上、申立人の兄、姉の加入手続及び実家で住民登録をしている間の保険料納付を行っていた。また、申立人は母親から国民年金手帳を受け取ったことを具体的に記憶していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年4月から54年2月までの期間については、申立人は、昭和50年4月に母親と別居し、他市で住民登録をしていることが戸籍の附票で確認できることから、母親は、自身が居住していた市では申立人の保険料を納付することができない上、申立人は、住所変更^{あいまい}手続及びその後の保険料納付状況に関する記憶は曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年10月16日）及び資格取得日（昭和24年5月1日）を取消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月16日から24年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店からC営業所に勤務となり、同営業所で勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の申立期間当時から退職時までの給与の昇給額の変遷も記載されている社員名簿から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年10月16日に同社B支店からC営業所へ支店内異動）から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、同社B支店のC営業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、申立人と同様、同社B支店からのC営業所に異動したことが確認できる複数の同僚は、給与は同社B支店から支払われていたとし、同社B支店において厚生年金保険の被保険者としての記録があることから、申立人も、昭和22年10月16日から24年5月1日までの期間は、同社B支店にて厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の前後の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としているが、申立人の支店内異動日である昭和 22 年 10 月 16 日及び B 支店へ再度支店内異動をした 24 年 5 月 1 日は社会保険事務所が知り得ない日付であることから、事業主が 22 年 10 月 16 日を資格喪失日、24 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 10 月から 24 年 4 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知をおこなったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。転職はあったが、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び事業主の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主により行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から7月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、高校を卒業した昭和32年4月1日から勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の先輩や同僚の証言から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことは認められる。

また、上記同僚等は、A社入社日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしている。そして、申立人は、同社で事務の業務を行っていたが、同社における事務職の従業員についても、すべて入社日に被保険者資格を取得したとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に同社で被保険者資格を取得している従業員は、同社入社日から厚生年金保険に加入したとしており、同名簿でも15歳又は18歳の者は、すべて3月か4月に被保険者資格を取得していることから明らかであり、申立人のみが5月に資格取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務

所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖し、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年6月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には昭和29年3月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和32年6月11日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、A社C支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、申立人及び同社C支店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した同僚は、同社B支店に勤務したことは無いとしているが、申立人を含め同社C支店で被保険者資格を取得した17名は、同社B支店で資格を取得している記録があることから、申立人は、同社B支店にて、厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立期間当時の手続きに誤りはなく納付したとしているが、これを確認できる関連資料等はなく、A社C支店が適用事業所となった昭和32年6月11日に被保険者の資格を取得した17名全員が、同社B支店の資格喪失日は同年4月1日と被保険者名簿に記録されていることから、申立人のみの届

出を誤ったとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B本社）における資格取得日に係る記録を昭和35年9月10日に、資格喪失日に係る記録を36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から36年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和35年9月10日に同社（C本社）から同社（B本社）に異動し、36年3月1日に同社（B本社）から同社（C本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録及び申立人と同様にA社（C本社）から同社（B本社）に異動した複数の同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立人のA社（B本社）における資格取得届及び資格喪失届を提出していた場合、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から36年2月までの保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和42年4月30日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に申立期間まで継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立人と同じA社本社で勤務していた複数の従業員は、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは全員が一致している。しかし、申立人のみが雇用保険の離職日は昭和42年4月30日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日となっている。

また、申立人は、A社退職後、B病院に勤務しており、同病院が保有していた申立人に係る履歴書には、申立人のA社退職日は昭和42年4月30日と記録されている。加えて、同病院では、従業員の初任給を計算する際、前職の退職日を確認しているとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 3 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和45年7月26日であると認められることから、同社B事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年7月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在籍証明書から、申立人は、申立期間の昭和44年10月1日から45年7月26日までについても同社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、C厚生年金基金のA社に係る加入員台帳には、申立人のA社B事業所における資格喪失日は昭和45年7月26日と記載されている。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年7月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和44年10月から45年6月までの標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）本社における資格喪失日は、昭和44年6月1日であると認められることから、同社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員台帳から、申立人は、申立期間の昭和44年5月1日から同年6月1日までについても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B厚生年金基金のA社に係る加入員台帳には、申立人のA社本社における資格喪失日は昭和44年6月1日と記載されている。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和44年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和44年5月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務し（昭和46年1月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを45年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和45年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年8月21日に、資格喪失日に係る記録を同年10月20日に、B社における資格取得日に係る記録を33年5月1日に訂正し、31年8月及び同年9月の標準報酬月額を6,000円、33年5月から同年12月の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主の申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月21日から同年10月20日まで
② 昭和33年5月1日から34年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社の給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認でき、また、申立期間②については、C社からB社の関連会社間の異動であり、給与から保険料は控除されていたので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書により、申立人が昭和31年8月21日から同年10月20日までA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年8月及び同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

申立期間②については、B社での申立人の前任者は、昭和33年6月30日付けで同社を退職したが、申立人については、業務の引継のため同社に同日の約2か月前から勤務していたとしており、申立人は、C社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和33年5月1日にC社からB社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和34年1月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社はすでに全喪しており、事業主等も所在が不明であるが、申立人が昭和33年5月1日に同社において被保険者資格を取得したとする届出及びその後事業主が行うべき被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が34年1月1日を申立人の同社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年5月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、平成5年11月26日、資格喪失日は、6年7月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を当該日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月26日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録により、申立人は同社に平成5年11月26日から6年7月1日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人については、平成5年11月26日に被保険者の資格を取得した旨の処理が一旦記録されているものの、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年10月31日)以降の7年3月1日に、さかのぼって当該資格取得の取消処理が行われている。

また、社会保険庁の記録では、A社の申立人以外の他の2名の者が、平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があり、かつ、被保険者資格を7年1月1日に喪失した旨の記録があるにもかかわらず、当該定時決定の記録の取消し及び当該資格喪失日を5年10月31日までさかのぼって、訂正する旨の処理が行われている。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の喪失日

の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから申立人の資格取得日は、訂正前の日である5年11月26日とするとともに、資格喪失日については、雇用保険の離職日の翌日である6年7月1日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間の、平成5年11月から6年6月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から46年2月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和45年10月5日から46年2月25日までの期間の記録が無いという回答があった。昭和45年3月にA社に入社し、同年秋頃に同社の社長の指示により子会社であるB社へ転籍したが、途中で退職しておらず、申立期間もB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和45年3月26日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月5日に資格を喪失後、46年2月25日にB社において資格を取得しており、昭和45年10月5日から46年2月25日までの期間の記録が無い。

しかしながら、A社に入社し、申立人と共にB社へ転籍した複数の同僚は、申立人が、申立期間も、B社に継続して勤務していたと供述している。

また、当該複数の同僚によると、申立期間当時、B社については、開業して間もなかったため、親会社であるA社からの支援を受けながら営業を続けており、A社から給与を受け取っていたとしている。

さらに、A社は、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和46年2月25日からであることから、A社からB社に転籍した従業員は、勤務はB社で行っていたが、給与の支払いや社会保険の手続等は、親会社であるA社で行っていたものと考えられるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が保管していた申立人に係る資格喪失届では、申立人の同社における資格喪失日が昭和45年10月5日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から46年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月15日から同年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社B支店における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

なお、昭和48年8月から同年11月までの標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月15日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、B支店に所属した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年4月に入社して以降、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間に同社B支店に勤務していたことが確認できる。

一方、同社B支店に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録はないものの、申立人の氏名に類似する同僚Cが、申立期間と一致する期間、厚生年金保険に加入しているとの記録があり、現在、この記録は同僚Cの被保険者記録には未統合となっている。

しかし、A社の人事記録により、同僚Cが、申立期間において、同社D支店に勤務しており、同社B支店に勤務していなかったことが確認でき、また、社会保険事務所の記録でも、同僚Cは申立期間中同社D支店で厚生年金保険に加入していることから、上記の同社B支店における未統合記録は、同僚Cのものではないと認められる。

そこで、A社に確認したところ、A社は、同社B支店において申立人の氏名と間違えて同僚Cの氏名で厚生年金保険被保険者資格を取得し、保険料を納付したと説明していることから、上記の未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る未統合の同僚の厚生年金保険の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和50年11月ごろに転居し、そのころ、転居した市の市役所出張所で、それまで未納の国民年金保険料をすべて一括で納付した。納付した際、市の職員から「これで未納はありません。」と言われたことを記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、第2回特例納付制度の納付対象期間ではない（制度上、昭和48年3月までの保険料が納付可能）上、申立人が保険料を納付したと主張する昭和50年11月ごろの時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、また、申立人は、特例納付をしたのは一度だけであると説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月以降、納税組合に国民年金と国民健康保険の保険料の支払いを委託したため、町役場からの集金を断った経緯がある。国民年金保険料は、納税組合を通じて農協から一括で口座引落をされていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 56 年分から 58 年分及び 60 年分の確定申告書控には、社会保険料控除額として一名分の国民年金保険料に相当する額が記載されているが、申立人は、申立期間の保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は納税組合を通じて、農協から一括で口座引き落としをしていたと説明するが、申立人が居住していた町では、申立期間の始期当時、口座振替による保険料納付方式は採用されていない上、当該農協が保管している「当座性貯金元帳」によると、申立人の農協の預金口座から引き落としが開始されたのは平成元年 4 月からであることが確認できる。

さらに、申立人は、納税組合に国民年金及び国民健康保険の保険料の支払いを委託したため、町役場からの集金を断ったと説明しているが、申立人が当時居住していた町では、納税組合による徴収が一般的であり、納税組合による保険料の徴収が困難な場合に町役場からの集金人による徴収が行われていたことが確認できる。

加えて、当該町が保存している国民年金被保険者名簿には、「納付拒否」との記載が確認できることから、納税組合及び当該町の集金の何れも保険料

を徴収できなかったと考えられるなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は夫と一緒に、昭和 57 年 4 月以降、納税組合に国民年金と国民健康保険の保険料の支払いを委託したため、町役場からの集金を断った経緯がある。国民年金保険料は、納税組合を通じて農協から一括で口座引落をされていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が所持する昭和 56 年分から 58 年分及び 60 年分の確定申告書控には、社会保険料控除額として一名分の国民年金保険料に相当する額が記載されているが、申立人の夫は、申立期間の保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料は納税組合を通じて、農協から一括で口座引き落としをしていたと説明するが、申立人が居住していた町では、申立期間の始期当時、口座振替による保険料納付方式は採用されていない上、当該農協が保管している「当座性貯金元帳」によると、申立人の夫の農協の預金口座から引き落としが開始されたのは平成元年 4 月からであることが確認できる。

さらに、申立人の夫は、納税組合に国民年金及び国民健康保険の保険料の支払を委託したため、町役場からの集金を断ったと説明しているが、申立人が当時居住していた町では、納税組合による徴収が一般的であり、納税組合による保険料の徴収が困難な場合に町役場からの集金人による徴収が行われていたことが確認できる。

加えて、当該町が保存している国民年金被保険者名簿には、「納付拒否」

との記載が確認できることから、納税組合及び当該町の集金の何れも保険料を徴収できなかったと考えられるなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金保険料を間違いなく納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間当時居住していた市では、加入手続の時点において納付を希望する者に対してその場で納付書を作成し、庁舎内の金融機関で支払うよう案内していたことが確認できるが、申立人は加入手続後直ちに保険料を納付したと説明しているにも関わらず、その場で納付書を受け取ったり、市役所庁舎内の金融機関で納付した記憶がないと説明するなど、加入手続及び初回保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間の保険料を現年度に郵便局でも納付していることがあると説明しているが、申立期間当時、現年度の保険料を郵便局では納付することはできないなど、納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年9月まで

私は、会社を退職した後、厚生年金保険と国民年金が継続されるように、すぐに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付書で郵便局か区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで
私の国民年金保険料は、私の母親が自宅に来る集金人に納めていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、母親が死亡した昭和38年8月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付していたとする母親は既に死亡しているため、納付状況が不明確である。さらに、昭和38年9月以降の期間については、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月まで
私の母親は、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 4 月以降の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年8月まで

私は、子供のころから父親に年金の重要さを言い聞かされており、20歳の当時に最寄りの区役所において国民年金の加入手続をし、区役所の窓口または郵便局において国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間を通じて納付書で保険料を納付したと説明するが、申立人が当該期間の始期及び中途に居住していた区では、当時納付書による保険料の納付方法は採用されていなかったなど、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、昭和55年3月に申立人が当時居住していた市において夫婦連番で払い出されたものであることが確認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、私の代わりに親が納付をしてきていた。申立期間②については、保険料未納の通知と同時に「一定期間の保険料を一括払いできる」との通知が送付され、母親から強く保険料の納付を勧められ、自分が納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況が不明確である。

また、申立期間②については、申立人は母親に勧められて特例納付したと説明するが納付時期及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①は、平成 13 年に年金記録の整備を行ったことにより国民年金が未加入期間から未納期間に変更されたものであることが確認でき、当該変更時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 46 年 3 月までの期間、47 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から昭和 46 年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
④ 昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月まで
⑤ 昭和 55 年 1 月から 同年 3 月まで

私は、昭和 43 年 5 月ごろに、市役所の窓口で住民票の転入手続をした際、職員に「年金は国民の義務」と言われて強制的に国民年金の加入手続をさせられ、それ以降の国民年金保険料はすべて納付していたはずである。申立期間①、②、③及び⑤の期間の保険料が未納とされ、申立期間④が申請免除済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間①については、申立人は、当時の保険料を市の集金人に納付し、領収書を受領していたと説明しているが、当時の納付方法は領収書発行を伴う納付書方式ではなく、印紙検認方式である上、昭和 45 年 3 月以前の期間の保険料は過年度納付する必要があるが、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している。さらに、申立期間②、③及び⑤については、申立人の夫も、当該期間の自身の保険料が未納であり、申立期間④については、申立人の夫も、同様に申請免除期間となっているなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を近隣の郵便局で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間中に転居していることが住民票により確認できるが、国民年金の住所変更手続きをした記憶が無い上、年度別納付状況リストの申立人の欄に「不在被保険者」であったことを示す記載があり、申立期間直後の保険料を居所が判明した直後の平成 3 年 2 月に一括で納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から55年1月まで
私の、国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付は夫が行っており、申立期間は、郵便局で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の夫も、申立期間を通じた保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入したことにより昭和55年3月に払い出されており、当該任意加入時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年3月まで

私は、近所の奥さんから勧められ、国民年金に加入し、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人に国民年金の加入を勧めたとする近所の主婦は、申立期間の始期より後に保険料の納付を開始していること、申立人は、申立期間中の保険料の納付方法について、集金人から領収書を受け取ったと説明するが、申立人が居住している区では、申立期間当時領収書の発行は行っていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年7月時点では、申立期間は過年度となるが、申立人は保険料の過年度納付をした記憶がなく、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 49 年 3 月まで

私の母は、私が退職した昭和38年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母が死亡後は、私自身が集金人に保険料を納付し、シールのようなものをもらった記憶があり、その後も納付書で自宅近くの郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び母が死亡するまでの期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、申立人自身が保険料を納付していたと説明する期間の納付状況に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことは確認できず、さらに、申立人が国民年金手帳を見た記憶は無く、所持したことも無いと説明するなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 43 年から国民年金保険料の納付を始め、納付が困難な時は区役所へ行き、申請免除の手続をしていた。申請免除をしていない期間は保険料を納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申請免除をしていない期間は国民年金保険料を納付していたはずであると説明するが、申立人は保険料の納付時期、納付頻度、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間当時は同居人から生活費を受け取っていたと説明しており、当該同居人の保険料は、申立期間②については未納であり、申立期間③については申請免除期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から40年2月まで
② 昭和40年3月から50年2月まで

申立期間①は、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②は、夫が私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、加入状況及び納付状況が不明確である。また、申立期間②については、一緒に保険料を納付したとする申立人及び夫は保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年7月まで

私の父は、昭和58年3月ごろに私の国民年金の加入手続及び口座振替手続をして、国民年金保険料は私の口座から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び口座振替手続に関与しておらず、当該手続を行ったとする父親も死亡しているため、加入手続、口座振替手続及び納付金額等の状況が不明確であるなど、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年3月まで

私は、申立期間当時、町会自治会で集金担当として国民年金保険料を集金して市役所に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立人、母親及び先妻の3人分の保険料を一緒に納付したと説明するが、母親の国民年金の加入記録及び納付記録は確認できないこと、手帳記号番号が連番で払い出されている先妻も申立期間の自身の保険料が未納であること、申立人が加入を行ったとする時期には、先妻は国民年金の加入手続きをしたとする市には居住しておらず、国民年金の加入手続きや保険料の納付ができないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年8月時点では、申立期間のうち40年10月から46年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、一緒に保険料を納付したとする夫も、申立期間の自身の保険料が未納である。また、申立人は納付書により毎月保険料を納付したとするが、申立人が居住していた区では、申立期間当時は、現年度納付の保険料の納付は印紙検認方式を採用しており、納付書による方法は採用していないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 63 年 5 月まで

私は、夫の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入した記録がなく、申立人の妻の所持する申立人の年金手帳には、厚生年金の番号のみが記載されているなど、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 11 月まで

私は、60 歳になったばかりの昭和 57 年 11 月ごろ、区役所で国民年金への任意加入の手続を行った。確かに任意加入の手続をして、国民年金保険料を区役所の職員に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、60 歳以降の被保険者が国民年金の任意加入の対象となったのは昭和 61 年 4 月以降であり、申立人が加入手続を行ったとする 57 年 11 月当時、60 歳を超えていた申立人は国民年金に任意加入できなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年3月まで

私は、母親から20歳になったら国民年金に入るように言われていたことが今でも記憶に残っている。引越しで年金手帳を紛失してしまったが、今の年金手帳とは違う手帳記号番号で国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料を納付したとする時期、納付場所、納付金額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの期間及び61年4月から平成7年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成7年8月まで

私は、申立期間当時は海外に居住しており、母親がその間の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと考えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の任意加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、保険料納付の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間当時は海外に居住しており、申立期間①については、申立人が国民年金の被保険者となり得る期間ではなく、申立期間②については、申立人が在外邦人として国民年金に任意加入していた記録も確認できないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、夫と共に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人及びその夫は既に死亡しており、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年12月まで

私は、昭和52年10月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、さかのぼって一括で納付したとする保険料の金額、納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、まとめて納付したとする時期は特例納付の実施期間外であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び46年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和46年12月から48年3月まで

私は、昭和45年に当時の町役場（現在の市役所）で国民年金の加入手続をし、これまで国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年1月時点では、申立期間は第2回特例納付が実施されている期間であるが、申立人は特例納付をした記憶が無い上、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から同年 6 月までの期間及び 52 年 3 月から 53 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 52 年 3 月から 53 年 9 月まで

私は、昭和 55 年ごろに区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した際に、未納期間の保険料もすべて納付したはずである。また、納付した保険料のうち、既に時効となっていた期間の保険料を、後から私に還付したとのことだが、還付金を返すので納付期間として認めてほしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、まとめて納付したとする保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 6 月ごろに払い出され、申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間については、当該期間の保険料が時効後に納付されたために、納付後の 56 年 3 月に還付が決定され、同年 6 月に還付されていることが還付整理簿により確認できるなど、当該事務処理に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年9月までの期間及び52年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年1月から50年9月まで
②昭和52年1月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付により、区役所で作成してもらった納付書により、56万4,000円を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、第3回特例納付で56万4,000円を納付し、まとめて納付したのはその1回のみであると説明しており、納付記録上、昭和36年4月から申立期間①直前の47年12月までの141か月間の保険料額56万4,000円を第3回特例納付により納付していることが確認できる上、上記141か月分の特例納付により年金の受給資格期間を満たすことになったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

夫が会社を退職し、自営業を始めた昭和58年8月ごろ、私が夫と私の国民年金の加入手続を区役所出張所で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の配偶者(妻)が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の妻は、昭和58年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、定額保険料と併せて付加保険料も納付していたと説明しているが、加入手続当初から併せて納付してきたとする付加保険料について、申立期間直後の平成元年4月に納付開始手続をしたことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年3月時点では、申立期間の過半の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の妻は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

私は、夫が会社を退職し自営業を開始した昭和58年8月ごろ、区役所出張所で、私と夫の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和58年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、定額保険料と併せて付加保険料も納付していたと説明しているが、加入手続当初から併せて納付してきたとする付加保険料について、申立期間直後の平成元年4月に納付開始手続をしたことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年3月時点では、申立期間の過半の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚したとき母親から、「これだけは納めなさいね。」と言われて年金手帳を渡され、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は口座自動引き落としで納付しており、資格喪失の手続をした記憶も無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について協力が得られないことから、国民年金の資格の得喪及び保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年11月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年11月まで

私の国民年金保険料は、私が20歳の時に父親が加入手続をし、ずっと納めてあるとはっきり言ったのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親は、保険料の納付状況等について証言することができないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の二人の妹については、次妹は厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の1年間は国民年金に未加入であり、三妹も20歳以後1年間は未加入で、二人とも保険料は昭和44年4月から納付されているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び国民年金手帳の記号番号の払出官署において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度発足当初は国民年金保険料を納付していなかったが、その後、未納分の保険料をまとめて納付できるとの通知を受け、保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、まとめて保険料を納付したとする納付時期、納付場所及び納付金額に関する申立人の記憶が曖昧であり、同期間の保険料が申立人の夫も未納であるなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年11月まで

私は、申立期間は国民年金に任意加入していたので、国民年金保険料を納付できなくなったときは資格喪失の手続をし、保険料を納付できるようになれば資格取得の手続をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の申立期間当時の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、義姉が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の義姉は死亡しているため、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、毎年、集金人から12か月分の印紙をまとめて買って納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時に申立人が居住していた区では、印紙検認方式により保険料が収納されていたが、申立人が保管している国民年金手帳には検認印がなく、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶がないと説明している。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている夫も、過年度納付及び特例納付をするまでは、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 5 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、父が市役所で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 11 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から平成 5 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から平成 5 年 4 月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、金融機関で納付書により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 8 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は前記手帳記号番号の払出日前に手帳を所持した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、国民年金に加入した後、未納となっていた国民年金保険料を一括して納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入時期に関する証言について変遷があり保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、義母が夫の保険料と一緒に納付したはずである。私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の義母は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況等が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の義弟も、昭和 39 年 3 月以前の保険料が未納となっているなど、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から同年5月までの期間、10年7月及び10年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年3月から同年5月まで
② 平成10年7月
③ 平成10年12月

私は、結婚した平成12年5月に、20歳以降未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、まとめて納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であり、納付したとする平成12年5月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間②及び③については、当該期間直後の保険料をそれぞれ時効期限の到達月に過年度納付していることが確認できるがこれらの時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月上旬ごろ、区役所の国民年金担当職員の指示に従い国民年金の加入手続を行うとともに、9,000円前後の国民年金保険料を現金で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、区役所の国民年金の窓口で国民年金の加入手続を行うとともに保険料を納付したと説明するが、当時、申立人が居住していた区では、国民年金の担当窓口で保険料の収納は行っておらず、加入直後に納付書を発行することはないと説明しており、区役所の窓口及び指定金融機関で納付することはできないことなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、居住していた区及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年1月までの期間及び49年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から47年1月まで
② 昭和49年9月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、前夫と一緒に区役所で加入手続をした際に20歳時までさかのぼって納付できると聞いたので、前夫分と一緒にまとめて一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は納付したとする保険料額の記憶が曖昧であること、一緒に納付したとする申立人の前夫も申立期間が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年7月時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 48 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、納付状況が不明確であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 5 月時点では、申立期間のうち大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から平成11年12月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を区役所へ納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の一部については、保険料を納付した場所及び金額を憶えておらず、保険料の納付を中止した時期もあると説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から48年3月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から48年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

私は、政府が国民年金に加入していない者に加入を呼びかけた時期に、市役所で加入手続を行い、その場で渡された何枚かの納付書により未納の国民年金保険料をさかのぼって金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金への加入手続をした時期、さかのぼって保険料を納付したとする時期、納付期間及び納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 61 年 9 月まで

申立期間については、私は、父の経営する会社で見習いとして働いており、会社は厚生年金保険適用事業所であったが、私は見習のため、父から国民年金にすると言われ、父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間については、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から9年1月まで

私は、平成9年2月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間直後の平成9年2月に市役所の窓口で保険料を納付したと説明しているが、当該市では、過年度保険料の収納を取り扱っていない上、申立人は、9年2月に国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、37 年 4 月に転居するまで国民年金保険料を区の集金人に 3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が申立期間当時に居住していた区では印紙検認方式による保険料の納付方法を採用していたが、申立人は国民年金手帳に印紙貼付や検認印を受けたことがないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年に結婚した時に区の集金人に「特例があり今なら間に合う」と言われ、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が保険料を納付したとする昭和 39 年は特例納付の実施期間ではないこと、申立人が申立期間当時に居住していた区の集金人は過年度保険料の収納を取扱っていなかったこと、申立人は国民年金手帳の昭和 36 年度から 38 年度の頁に割印が押されていることをもって納付の根拠としているが、当該頁には検認印が無い上、当該区では、保険料の納付の有無にかかわらず、手帳の各年度の頁に割印を押した上で、印紙検認台帳を切り離していたことなど、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 4 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。また、44 年 12 月の転居後は、私の夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また転居以後の保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人及び申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年6月までの期間、49年10月から53年6月までの期間、54年10月から同年12月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から49年6月まで
② 昭和49年10月から53年6月まで
③ 昭和54年10月から同年12月まで
④ 昭和58年4月から同年6月まで

私は、昭和45年3月に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したこともあると説明しているが、申立人が居住していた区では、申立期間は集金人による保険料の徴収は行っていなかったなど、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から平成元年 3 月までの期間、同年 6 月から 2 年 9 月までの期間及び 3 年 8 月から 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 6 月から 2 年 9 月まで
⑤ 平成 3 年 8 月から 4 年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付していたと説明しているが、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは、制度上、平成 16 年 4 月分以降であり、また、申立人が当時居住していた市及び区では、申立期間当時はコンビニエンスストアでの保険料の収納を行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 11 月ごろの時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年12月までの期間、51年9月及び同年10月並びに52年5月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から50年12月まで
② 昭和51年9月及び同年10月
③ 昭和52年5月から57年3月まで

私は、会社を退職後に、区役所へ国民年金の加入手続に行き、国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの期間及び46年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年9月まで

私は、父親から国民年金保険料を預かり、移転前の市役所へ保険料の納付に行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする金額は当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの期間及び41年10月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで
② 昭和41年10月から48年9月まで

私は、国民年金保険料をさかのぼって納めないと、年金の支給対象にならないことを知り、妻が、区役所の出張所でもらってきた納付書に納付期間や保険料額などを記入して、夫婦二人分の2、3か月分ずつ、時には6か月分の保険料を金融機関で納付していた。未納期間が無くなるまで夫婦で同じ期間ずつ納付していたのに、妻と納付済みの期間が異なっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻は、「夫婦二人分の2、3か月分ずつ、時には6か月分の保険料を納付していた。」と説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和40年7月に払い出されており、第2回特例納付の実施期間が2年間であることを勘案すると、申立人の妻の説明する納付頻度や納付方法では、申立期間と第2回特例納付で納付済みとなっている51か月分を含めた150か月分の保険料を第2回特例納付の実施期間内にすべて納付することは困難であると考えられるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの期間及び41年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年5月まで
② 昭和41年1月から47年3月まで

私は、国民年金保険料をさかのぼって納めないと、年金の支給対象にならないことを知り、区役所の出張所でもらってきた納付書に納付期間や保険料額などを記入して、夫婦二人分の2、3か月分ずつ、時には6か月分の保険料を金融機関で納付していた。未納期間が無くなるまで夫婦で同じ期間ずつ納付していたのに、夫と納付済みの期間が異なっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、「夫婦二人分の2、3か月分ずつ、時には6か月分の保険料を納付していた。」と説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和49年9月に払い出されていること及び第2回特例納付の実施期間を勘案すると、納付する期間は実質16か月であり、申立人の説明する納付頻度や納付方法では、申立期間と第2回特例納付で納付済みとなっている28か月分を含めた141か月分の保険料を第2回特例納付の実施期間内にすべて納付することは困難であると考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 5 月まで

私は、最初に就職した会社を昭和 62 年に退職後、無保険状態で不安だったので、すぐに区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をし、その後納付書で 1 か月分ずつ国民年金保険料を金融機関で納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が昭和 62 年に交付されたと説明する年金手帳には平成の印字があるなど、62 年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 11 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は前記の手帳前に別の手帳を所持していた記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から56年12月まで

私は、昭和40年ごろに、夫が私の国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付していると夫から聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、年金手帳からも昭和57年1月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間の保険料は制度上さかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年12月まで

私は、区役所から国民年金保険料の未納分を一括して納付するよう通知があったので、未納期間の保険料を妻の分と一緒にさかのぼってすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、まとめて納付したとする保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻も特例納付で納付済みとなっている直後の昭和45年11月から48年9月までの保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年12月時点では、制度上、第2回特例納付も過年度納付もすることができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年4月までの期間及び52年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から46年4月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで

私は、20歳になった時、当時住んでいた区役所から国民年金保険料を強制的に支払うようにとのハガキが来た。2月の寒くて雨の降る中を歩いて近くの出張所に手続に行き納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間にかかる保険料額の記憶は曖昧である。また、申立人は、国民年金に加入するきっかけは、20歳になった時に送付されてきた国民年金保険料を強制的に支払うようにとの記載がされたハガキが来たからと説明しているが、20歳になった申立期間①当時に申立人が居住していた区では、国民年金の加入勧奨のハガキは出していないと説明していることなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、当時居住していた区で納付したと説明するが、申立人の手帳記号番号は申立人が当該区から転居した後に払い出され、かつ、不在を理由として申立期間②よりも前の時期に取り消されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、父が婚姻届を出すときに国民健康保険と一緒に夫婦二人分の手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付については、私が区役所で夫婦二人分を支払った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料を支払って領収書を受け取っていたと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、領収書は発行していないこと、また、申立人は、領収書を貼付した手帳を区に返却したと説明するが、区では手帳の回収を行っていなかったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 9 月時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間であり、別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、義理の父が婚姻届を出すときに国民健康保険と一緒に夫婦二人分の手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付については、妻が区役所で夫婦二人分を支払った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻は、保険料を支払って領収書を受け取っていたと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、領収書は発行していないこと、また、申立人の妻は、領収書を貼付した手帳を区に返却したと説明するが、区では手帳の回収を行っていなかったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 9 月時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間であり、別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年8月までの期間及び46年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年8月まで
② 昭和46年10月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、申立期間①については、父の会社の事務職の女性が行い、申立期間②については、同居家族の夫及び義母が行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付していたとする事務職の女性からの証言は得られず、保険料を納付していたとされる夫及び義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立期間②については、申立人は、夫又は義母が夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明するが、当該期間は夫の保険料も未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は、平成14年に記録整備を行ったことにより、未加入期間から未納期間に変更されたものであり、当該時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から43年6月まで

私は、会社を辞めたあと、父親が区役所の国民年金の集金人に相談し、国民年金保険料を納付していたことを憶えている。その後、父親が区役所の集金人に保険料を手渡していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の申立期間の保険料額、納付方法等の納付状況が不明確である。さらに、申立人と申立期間当時同居していた兄及び姉は、国民年金に加入していないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から61年3月まで

私は、国民年金の定額保険料と合わせて付加保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、付加保険料の納付金額などの納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区及び転居後の区のいずれにも、申立人が付加保険料の申し出を行ったとする記録が無く、さらに、申立期間当時、当該区はいずれも定額保険料と付加保険料とを一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料は納付済みとなり、付加保険料は未納となることは考えにくいなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私は、伯父の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を区役所出張所で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は基礎年金番号で国民年金に加入した平成11年より前に国民年金に加入した記録は無い上、申立期間は平成12年2月に記録整備がなされたことにより、それまでの未加入期間から未納期間とされたものであることが確認でき、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に集金により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 36 年に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明するが、申立人の夫は、36 年 4 月から 39 年 11 月までの期間は未加入期間であり、厚生年金保険の適用事業所を退職した後の 41 年 5 月に、同事業所の同僚数名と一緒に国民年金の加入手続を行い、当該同僚と連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は 43 年 9 月にはじめて払い出されており、申立人が申立人の夫と一緒に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 9 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 5 月まで

私は、妹から専業主婦も国民年金保険料の未納期間を埋めることができると聞き、国民年金加入手続をし、さかのぼって保険料を納付した。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の昭和47年8月発行の国民年金手帳には資格取得日が47年6月30日と記載されており、制度上、任意加入の場合には加入時からさかのぼって保険料を納付することができない上、申立人の妹も申立期間は未加入である。

さらに、申立人の夫が記載したとする保険料控除のメモ書きでは、昭和47年の保険料を6月から12月までと記載しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年3月まで

私の義姉は、昭和41年1月ごろ国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚して妻が私の国民年金保険料を納付するようになるまで、私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明確である。

また、加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする義姉及び兄の国民年金手帳の記号番号も申立人と同時期に払い出されており、申立期間は義姉及び兄ともに未納であるなど、申立人の義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和44年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は母がしてくれ、申立期間の国民年金保険料も母と妻が集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を主に納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟の保険料も、申立期間について未納となっているなど、申立人の母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 6 月 1 日から 21 年 8 月まで
② 昭和 25 年 8 月 31 日から 28 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB省C送信所で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に（昭和 18 年 6 月 1 日）入社し、海外送信機の通信技師として勤務し、申立期間のうち、昭和 19 年 8 月から 21 年 6 月までは南方総局で勤務したと主張している。

しかし、申立期間①のうち、昭和 18 年 6 月から 19 年 10 月までの期間は、労働者年金保険法では、筋肉労働者の男子工員のみが同法の被保険者とされているところ、申立人は、自ら通信技師として海外送信機の運用・保守に従事していたとしていることから、労働者年金保険法の適用対象の筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

また、昭和 19 年 8 月から 21 年 6 月までの海外勤務の期間については、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に「海外勤務の職員は厚生年金に未加入」と記載があることから、A社は、当時海外で勤務していた者は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、終戦後、海外から引き揚げた昭和 21 年 6 月にA社から海外からの引き揚げ者が多数のため「面倒みきれないので、辞めてくれ」と退職を勧奨されたとしている。そして、申立人は、引き上げ後の上司、同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間について、これらの者から供述を得ることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間当時、B省C送信所で勤務したと申し立てている。

しかし、B省C送信所は、社会保険事務所の記録から、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。なお、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に申立人を含め36人の者が被保険者となっている。

また、申立人が記憶しているB省C送信所の当時の上司及び同僚の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

以上に加えて、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者であったとは認められず、また、申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年4月から20年8月15日まで
②昭和25年10月1日から26年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は勤労働員学徒としてA省火薬廠に、申立期間②はB社で勤務したので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C高等学校（申立人が在籍していた旧制中学校）の回答及び申立人の申立内容から、昭和19年4月から20年8月15日まで勤労働員学徒としてA省火薬廠で勤務していたことが推認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者たらざる者として指定されていることから、申立人は労働者年金保険あるいは厚生年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

申立期間②については、同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

そして、申立人は、申立期間当時の上司、同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社の被保険者名簿から申立期間当時勤務していた複数の従業員に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、連絡の取れた4人の従業員は、申立人を記憶していなかった。また、当該4人の従業員のうち1人は、自分

は、申立期間当時、健康保険のみ加入し、厚生年金保険には、加入していなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、Aという事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、クリーニング業を営むAに昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで勤務していたと申立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、Aが、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 10 月 25 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、Aの当時の事業主は、申立期間当時は、個人経営で従業員が少なかったため、厚生年金保険には加入しておらず、このため厚生年金保険料は控除していなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、このため、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、A社（現在はB社。以下同じ。）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた上司の供述から、申立人が、申立期間当時に、アルバイトとしてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主及び上記上司は、当時の従業員は12名ないし13名であるが、正社員は6名位で、残りはアルバイトであり、正社員は全員厚生年金保険に加入させて厚生年金保険料を控除していたものの、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。そして、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿では、申立期間当時の同社の被保険者数が6名であり、当該事業主等の供述とおおむね一致する。

また、申立人は、同社における上記上司1名のほか同僚2名の氏名を記憶しているところ、当該同僚2名は上記被保険者名簿に記録が無く、被保険者となっていない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年から24年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年から24年までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社については、社会保険事務所には適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録は無い。

そして、申立人は、当時の同社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 ころ から 3 年 1 月 ころ まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 8 月 ころ から 3 年 1 月 ころ までの期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしており、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時同社に勤務し、厚生年金保険に加入した複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、当該従業員から申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

また、雇用保険の記録においても、申立人のA社における加入記録は存在しない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年7月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時に健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び同僚の証言から、勤務していた期間までは明らかでないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年6月1日であり、申立期間のうち、同年4月1日から同年5月31日までは適用事業所ではない。

そして、A社は、既に全喪しており、事業主も所在が不明であり、同社及び事業主から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が提出した上記写真には、申立人を含み8名が写っているが、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者が3名おり、加えて、申立人及び同僚は、同社の従業員数は申立期間当時約10名と記憶しているが、同名簿では申立期間の被保険者数は4名ないし7名と少なく、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に健康保険証を使用したとしているが、申立人が受診した医療機関は、当時の資料は保有しておらず、政府管掌健康保険証を使用したかは確認できなかった。また、上記被保険者名簿では、申立期間当時、健康保険番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人

には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月ころから25年2月ころまで
② 昭和25年4月ころから26年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務していたとしている。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、同社の後継会社では、申立期間当時の資料を保存していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、A社での同僚を2名記憶しているが、そのうち1名は死亡しており、もう1名は連絡先が不明であることから、申立人の同社での勤務状況等を確認することはできない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

申立期間②については、申立人は、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日である昭和26年7月1日以前の25年4月頃から勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に閉鎖しており、事業主及び同社の社会保険担当者も死亡していることから、同社及びこれらの者から、同社における厚生年金保険の取扱や保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚のほか、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数

の従業員に、同社における入社日を確認し、当該被保険者名簿の被保険者資格取得日と照合したところ、いずれも同社入社日から2か月から9か月後に被保険者資格を取得している。加えて、そのうちの1名は、被保険者資格の取得日前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとしており、同社では入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらに加え、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 21 日から 56 年 9 月 22 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には1年間勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したA社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は、同社において任意単独被保険者として厚生年金保険の被保険者資格を昭和 55 年 9 月 22 日に取得し、同年 11 月 21 日に資格を喪失しており、申立期間の加入記録がない。

また、申立人は、申立期間に国民年金に加入して、その保険料を納付している。

そして、任意単独被保険者は、被保険者の意思に基き、事業主の同意を得て資格の喪失が可能であり、仮に、申立人が同社で申立期間も勤務していたとしても、その間に、自分の意思でいつでも被保険者の資格を喪失することができることから、申立人については、何らかの理由により、社会保険事務所の記録どおり同社における被保険者資格を喪失し、その後、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保有していないので、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間にA社で給与計算の業務を担当していたとしているが、具体的な業務内容は記憶しておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除についても、申立人に記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月25日から同年10月1日まで
② 昭和30年10月20日から同年12月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務した当時の写真や新聞があるので、それぞれの申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社に勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年4月1日であり、同年3月31日以前は適用事業所とはなっていない。

また、A社は、既に全喪しており、事業主は所在が不明であることから、同社及び事業主から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することができない。

そこで、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和30年10月1日に7名が被保険者となっていることから、これらの者に、同社入社日等を確認したところ、そのうち2名は、同社に入社した日は同年4月1日であったとしており、また、その2名のうちの1名は、同社では6か月間の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入せず、その保険料も控除されていなかったとしている。

申立期間②については、上記7名のうち、申立人が申立期間②もA社に勤務していたことを覚えている者はいなかった。

また、申立人は、A社で勤務した際の写真と業務内容等の記事が、昭和30年11月14日の新聞に掲載されていることから、同社には申立期間②も勤務していたとしている。しかし、当該記事を掲載した新聞社では、A社から写真の提供を

受け、新聞に掲載するまで期間を要することもあるとしており、この資料をもって、申立人が同社に申立期間②も勤務していたとはいえない。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年から21年まで
② 昭和25年から26年まで

昭和20年から21年まではA社（B県C町及びD県E市の工場）に、25年から26年まではF鉄工所に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、申立期間にB県C町のA社（現在は、G社。以下、同じ。）の工場及び同社のD県E市の工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、A社では、申立期間当時に申立ての所在地に同社の工場が存在していたことを確認できず、申立人に係る資料も保存していないことから、申立人の勤務実態を確認できないと回答している。

また、申立てに係るB県C町の工場は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同町役場に照会するも、該当する事業所の存在を確認できなかった。

一方、申立てに係るE市の工場については、昭和17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており当該工場と思われる類似の名称の事業所が確認できたことから、社会保険事務所の保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿を入念に確認したが申立人の名前は無かった。

さらに、申立人は、申立てに関し1名の同僚の姓を記憶しているのみであり、その他の同僚や上司等の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。なお、前述の、社会保険事務所が保管するE市の工場のもと思われる厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時に400名を超える被保険者の記録が記載されており、申立人は入社時期について明確な記憶が無いことから、同被保険者名簿

を基に申立人の同僚を特定することは困難である。

②の期間については、申立てに係るF鉄工所は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。なお、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録を照会したところ、類似の商号の法人が1社確認できたことから、同社の役員に照会したが、同社は申立期間以後の時期に設立されており、申立人が勤務していたとする事業所ではなかった。

また、申立人は、同社の従業員が7名から8名程度であったことは記憶しているものの、事業主や同僚等の氏名については記憶が無いことから、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は公共職業安定所の紹介でF鉄工所に就職したと供述していることから、公共職業安定所にも照会したが、公共職業安定所では申立期間当時の事業所の紹介に係る記録は保存しておらず、同社に係る情報を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで

昭和 46 年 9 月に A 社（現在は、B 社。以下、同じ。）に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除を確認できる書類は無いが、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 46 年 9 月 15 日に入社後、48 年 5 月 20 日まで継続して勤務し、この間に、申立期間を含めて厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、A 社が昭和 42 年 6 月 1 日から加入している C 厚生年金基金に照会したところ、申立人の同基金における加入記録は厚生年金保険の加入記録と同期間となっており、申立期間の加入記録は無い。

また、A 社では、昭和 30 年代からの健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書をすべて保管しているところ、同書類からは申立人の同社における資格取得が昭和 47 年 4 月 1 日に行われていることが確認でき、同資格取得日は社会保険事務所における記録と同日である。

さらに、雇用保険についても、厚生年金保険とほぼ同期間の加入記録となっており、申立期間中の雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立人から、申立期間当時に A 社に買収された D 社に入社していたかもしれないとの供述があったことから、申立期間に係る同社の被保険者名簿も確認したが、申立人の名前は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から24年12月28日まで

A社に昭和21年5月から3年半程度勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除を確認できる書類は無いが、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同期間について厚生年金保険の被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立ての時期及び期間について明確な記憶が無いことから、申立人の家族と相談の上、概ねの時期及び期間を申し立てたと供述しているところ、A社の事業所別被保険者名簿に、申立期間と時期は相違するものの、申立人に係る記録（申立期間と一部重複期間のある46か月（資格取得日：昭和23年11月27日、資格喪失日：27年9月15日））があり、社会保険庁の記録によると、当該期間と同一の期間について、脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所に対する照会ができなかったことから、同社の事業所別被保険者名簿を基に、連絡先が把握できた申立人の元同僚と思われる者1名に照会したが、申立人についての記憶は無く、申立内容に係る事情を聴取することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社に勤務していた上記の期間については厚生年金保険の被保険者記録が過去にあったものの、既に同期間については脱退手当金が支給されており、申立人は同事実を十分認識せずに同期間と相違する期間を厚生年金保険の被保険者期間として申し立てているものと認められることから、申立期間のうち、脱退手当金支給対象となっている期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 29 日まで、A社に勤務してデザイン（型紙作製）の仕事をしていたが、この期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、この間に厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、申立期間当時には、洋装品の製造及び販売を行っていたA社の関連会社として、同社等で製造する洋装品のデザインを行うB社が存在しており、申立人は、申立期間中の昭和 37 年 10 月 10 日付け発行のB社の身分証明書を有していることから、申立人の記憶をたどったところ、申立人は申立期間当時にA社ではなく、B社に勤務していた旨の供述があった。

また、申立人は、昭和 38 年 5 月 29 日に、B社が厚生年金保険の適用事業所となった際に、同社において被保険者資格を取得しているところ、申立人は、申立期間においては、後に同社で被保険者資格を有した勤務期間と同様の職場環境で同様の業務（洋装品のデザイン）を行っていたと供述している。

さらに、申立期間当時のA社の事業主（B社の事業主と同一人物）は既に死亡しており、経理担当者は連絡先が不明のため、申立期間において申立人の保険料控除があったことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月から 8 年 2 月 1 日まで

平成 7 年 7 月から 8 年 7 月 31 日まで、A 社の社長宅で社長の身の回りの世話と家事手伝いをしていたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に A 社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間にアルバイトとして勤務していたことを申立書等において認めているところ、A 社の事業主も、①申立人をアルバイトとして雇って家事手伝いをさせていたが、雇用保険には加入させていたこと、②申立人を雇った後、家事手伝いの仕事のほか、同社の仕事をさせることも多くなったので、平成 8 年 2 月からは厚生年金保険に加入させたこと、及び③ 8 年 2 月より以前は、厚生年金保険に加入させていなかったし、保険料も控除していなかったことを供述している。

また、A 社から提出された申立人の給与明細書から、申立期間には厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録から、申立期間には国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人自身も納付したことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間にA社で運送の仕事をしてしたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していたときに担当していた配送先の事業所名を記憶しており、同配送先名は同僚も供述していることから、申立人が同社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、A社の事業主は、同社では申立期間当時の社会保険関係書類をすべて有しており、これを確認した結果、申立人に係る資格取得等の書類は無かったことから申立人は正社員として勤務しておらず、厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していなかったことから、A社の被保険者名簿から申立期間当時の同僚と思われる5名に照会したが、5名とも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について供述を得ることができなかった。

さらに、上記の同僚5名は、全員がA社においてはアルバイトを雇っていたこと（多数アルバイトがいたとの供述も2名からあり）を供述しており、申立人がアルバイトとして勤務していた可能性もある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 20 日から 34 年 5 月 30 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
④ 昭和 57 年 7 月 1 日から 63 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B店（現在は、C社。以下同じ。）に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間③及びE社に勤務していた申立期間④の加入記録が無い旨の回答があった。これらの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る申立人の供述に具体性があることから、勤務していた期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認できる資料を保有していないこともあり、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、当時の事業主は、所在が不明である上、申立人が記憶している上司及び申立人と同じ係の同僚は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿に記載されておらず、所在が不明であるため、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができない。このため、事業主は、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

そこで、当該被保険者名簿から申立期間当時A社に在籍していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、照会に回答した従業員の大半が、入社から厚生年金保険の加入まで2

年から4年の間待たされたとしていることから、当時、事業主は、入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させたと考えられる。

申立期間②については、申立人は、B店に係る申立人の供述に具体性があることから、勤務していた期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年5月1日であることから、同商店は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、現在の事業主は、当時は、個人商店であったため、厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料を控除していなかったはずだとしている。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は、当時のB店における同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の同事業所に係る勤務の状況等について、確認することができない。

申立期間③については、当時のD社の従業員の証言により、勤務していた期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の人事記録や被保険者資格確認通知書等が残っているものの、その中に申立人の記録がないとしている。

また、申立人は、D社での上司を記憶していたが、その上司の連絡先が不明であるため、当該上司から申立人の勤務の実態等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のD社に係る被保険者名簿から申立期間当時同社に在籍していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、上記のように申立人を記憶している従業員はいるものの、これらの者からは、申立人の勤務の実態及び保険料控除の有無について確認することができなかった。

加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

なお、申立期間④については、申立人は、事業主としてE社に勤務したとしているが、申立人自身が、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことを認めている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月までの加入記録が無かったとの回答をもらった。当該期間に A 病院に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 病院に昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月まで勤務していたと申し立てており、申立人の夫も勤務していたことを証言している。

しかしながら、同病院は、既に全喪している上、同病院の当時の事業主は、所在が不明であり、また、申立人は、同時期に同病院に入社した 2 名の同僚を記憶しているが、当該同僚は、社会保険事務所の同病院に係る厚生年金保険の被保険者名簿に記載されておらず、所在が不明であるため、同病院及びこれらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

そこで、当該被保険者名簿から申立期間当時同病院に在籍していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいない上、これらの者は、同病院では厚生年金保険等の社会保険の資格取得は入社と同時ではなく、短い者で 3 か月、長い者では 5 年を経過した後に社会保険に加入させていたとしていることから、当時、事業主は、入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶はなく、また、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料・周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 55 年 11 月から 57 年 8 月まで
③ 昭和 58 年 5 月から同年 7 月まで
④ 平成元年 11 月から 2 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間①、C店に勤務していた申立期間②、D店に勤務していた申立期間③及びE店に勤務していた申立期間④の加入記録が無い旨の回答があった。保険料控除の事実を確認できる書類はないが、厚生年金保険に加入していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している同僚の証言等により、申立人は、期間は不明であるが、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に精算している上、同社の精算事務局は、資料が無いため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。また、同社の業務を引き継いだF社は、人事記録等の従業員に関する資料を継承していないため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

さらに、申立人は、A社B支店特別幹部候補生として入社したとしているが、当時の複数の従業員によると、特別幹部候補生は外交員が対象の制度であり、同社同支店では内勤職員が社会保険に加入し、外交員は社会保険には加入していなかったと供述している。

申立期間②については、申立人は、申立期間にC店に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、C店は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、上司1名の姓のみを記憶しているだけで、事業主や上司等の氏名を記憶しておらず、このため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたとするC店と類似名称の会社で厚生年金保険の適用事業所が確認できたが、同社が社会保険の適用事業所となったのは申立期間よりも後の平成8年であるほか、同社は、同社と申立事業所であるC店とは、事業主同士が親戚であったというつながりはあったものの、全く別の事業所であるとしている。

申立期間③については、申立人は、申立期間にD店に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、D店は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同店の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録もない。

また、申立人は、D店の事業主、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から申立人の同社における勤務の状況、厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間③において健康保険証を受け取った記憶がないとしている。

申立期間④については、申立人は、申立期間にG社が経営するE店に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、G社の全喪当時の事業主及び元社員は、当時、E店の従業員については、社会保険加入を辞退する人が多かったため、社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと供述している。

また、申立人は、当時のE店における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除などについて、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間④において健康保険証を受け取った記憶がないとしている。

以上のほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年4月ころまで
② 昭和32年1月ころから33年1月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社で勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には高校卒業後に約1年間、B社には申立期間に約1年間、それぞれ勤務したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた先輩及び同僚の証言から、期間までは特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成8年9月30日に全喪しており、事業主も死亡し、同社及びその事業主から同社における申立人の申立期間の勤務状況等について確認することができない。

そして、申立人は、自分がA社に入社した昭和27年4月には、先輩はすでに同社に勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金被保険者名簿では、当該先輩の被保険者資格取得日は同年7月7日と記録されており、同社では、入社時ではなく、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

申立期間②については、申立人は、昭和32年1月ころからB社に約1年間勤務したが、明確な期日までは明らかでないとしている。

また、B社は、昭和46年8月21日に全喪しており、事業主も所在が不明であり、同社及びその事業主から同社における申立人の申立期間の勤務状況等について確認することができない。

そして、申立人は、B社での同僚2名を記憶しているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に当該2名の同僚の氏名は無い。また、同名簿から、申立期間②に同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申

立人の勤務状況等を確認したところ、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、A社及びB社に係る上記被保険者名簿では、申立期間①及び②の整理番号に欠番は無い。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、申立期間を含め勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で申立期間も含め勤務していたと申し立てているが、期間までは明らかでないとしている。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、40 年 2 月 9 日に全喪していることから、申立期間①及び申立期間②のうちの当該全喪日以降については、適用事業所では無い。

そして、A社の事業主は、所在が不明であり、同社及び事業主から、同社における申立人の申立期間①及び②の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人は、A社での同僚の氏名を記憶しておらず、そのため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 38 年 10 月 1 日に被保険者になった複数の従業員に、申立期間①に係る同社での厚生年金保険料の控除について照会したが、いずれも不明としている。また、申立人が同社で被保険者資格を喪失した 39 年 12 月 1 日から同社が全喪した 40 年 2 月 9 日までの間に勤務した従業員に、申立期間②に係る申立人の同社での勤務状況等を照会したが、回答は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 17 日から同年 10 月 5 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社所有のBに乗船したうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。Bには同社所有のCから引き続き乗船していた記憶があるので、申立期間も船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を保有していないが、申立期間にA社所有のBに乗船していたとしている。

しかし、A社が保有する申立人に係る人事記録には、昭和 31 年 8 月 4 日雇止（期間欄に「病気のため」と記載有り）、同年 10 月 5 日雇入と記録され、同人事記録の船員保険欄には、B及びCの、それぞれの資格取得年月日、資格喪失年月日が記載されており、この記録は、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿の、申立人に係る被保険者の、それぞれの得喪年月日と一致している。

また、申立人がBで船員保険の被保険者の資格を取得した昭和 31 年 10 月 5 日の前後 5 日間に、申立人を含む約 50 名の者が被保険者資格を取得しており、同船では、この時期に乗組員全員を船員保険に加入させたことが確認できる。

さらに、申立人は、Bでの同僚の氏名を記憶しておらず、同僚から、同船における申立人の勤務状況等について確認することはできなかった。

加えて、申立期間に係る船員保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社の事業主が経営していたC社において、申立期間のうち、昭和49年5月1日から同年11月30日まで及び50年5月1日から同年11月30日までの期間について、短期被保険者として雇用保険に加入していることが確認できる。

このことについて、申立人は、C社の事業所名を聞いたことは無いとしているが、同社の商業登記簿に記載のある代表取締役を記憶しており、この者は申立期間①にA社で勤務していたとしていることから、A社とC社の代表取締役は同一人物と考えられる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社及びC社とも、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、A社での上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、事業主の所在が不明であることから、これらの者から、同社での厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

申立期間②については、申立人は、B社で申立期間に勤務したとしている。

しかし、B社は、申立期間②当時の関係資料を保有していないことなどから、申立人が同社で勤務したことは確認できないとしている。そして、同社では、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していたのは、本社採用者のほかは店補採用者のうちの希望者のみであったとしている。

また、申立人は、B社の同僚2名の苗字を記憶しており、社会保険事務所の同

社に係る被保険者名簿から、この同僚に、同社の厚生年金保険の取扱い及び申立人の勤務状況等を照会したが、回答を得ることはできなかった。そこで、同名簿から、申立期間②当時、同社で勤務したことが確認できる従業員に、同様の照会を行ったものの、申立人と勤務した店舗が違うことから、申立人を知る者はおらず、そのうち1名は、自分は同社では店舗採用であるが、採用後に本社に厚生年金保険の加入を強く要望して加入することができたとしている。

これらに加え、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年まで
② 昭和 62 年 8 月 26 日から 63 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社並びにC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 4 月 17 日であり、同社は、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社は、昭和 58 年 7 月 31 日に全喪しており、また、元事業主も所在が不明であることから、同社及び事業主から申立人の申立期間①の勤務状況等について確認することはできない。

そこで、申立人が記憶している同僚で、A社が適用事業所となった日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に、申立期間①当時の同社における厚生年金保険料の控除の有無等について照会したが、いずれも回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①の昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月まで、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社及びC社で勤務したと申し立てている。そして、B社の元事業主は、申立人は、申立期間②のうち、昭和 63 年 3 月 31 日までB社で勤務したが、翌日の同年 4 月 1 日以降はC社で勤務したとしている。このことは、C社に係る申立人の雇用保険の資格取得年月日が、同年 4 月 1 日であることから明らかである。

そして、B社の元事業主は、同社は、昭和62年に経営が悪化したため、同年7月に第三者に譲渡し、その際、申立人を含む同社の従業員4名については、自分と一緒に同年8月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた。また、同社を第三者に譲渡したことから、自分と申立人については、同日以降から、同社と請負契約を結び、引き続き勤務したが、この請負契約期間については、二人共厚生年金保険に加入せず、その保険料は控除されず、その後、自分が昭和63年4月1日に新たにC社を設立し、申立人については、同日から雇用し、雇用保険に加入させたが、厚生年金保険は適用事業所とした同年6月1日に加入させ、それまでの間は、その保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人は、昭和62年8月から63年5月まで、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

これらに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月ころから 48 年 12 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和 45 年 12 月 26 日から 48 年 11 月 17 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和 58 年 9 月 21 日に全喪しており、また、同社の継承会社は、申立期間当時の資料を保有していないことなどから、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除等について確認することができないとしている。

そして、A社及び継承会社は、申立期間を含み現在まで、同じ厚生年金基金に加入しているが、当該基金では申立人の加入記録は見当たらないとしている。

また、申立人は、A社での同僚 7 名を記憶しているが、そのうち 1 名については、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらず、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 9 月 1 日の期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には申立期間も勤務しており、また、申立期間中に同社の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付した記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 57 年 8 月 1 日に全喪しており、申立期間には適用事業所となっていない。そして、当該元事業主は、同社が全喪した後は厚生年金保険料を控除しておらず、申立人に対して、全喪後に社会保険事務所に厚生年金保険料を納付する事務を任せたと記憶はあるが、その保険料は同社が全喪するまでのものであるとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に入社して厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡がとれた1名の従業員は、同社が全喪した後の厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。そして、社会保険事務所の記録では、当該従業員の資格喪失日は同社が全喪した昭和 57 年 8 月 1 日と確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控

除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 28 日から 40 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社及びB社（A社が昭和 40 年 1 月 6 日に社名変更となったもの。）に継続勤務していた昭和 38 年 4 月 8 日から 46 年 5 月 22 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。両社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社及びB社において厚生年金保険の加入記録のある従業員の証言により、申立人が、申立期間に両社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社の商業登記簿から、A社は昭和 39 年 9 月 28 日に解散し、B社は 40 年 1 月 6 日に設立されていることが確認できる。そして、社会保険事務所の記録からA社は同社の解散と同日(昭和 39 年 9 月 28 日)に全喪しており、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 40 年 3 月 1 日であることから、申立期間には、両社とも適用事業所となっていない。また、B社も 47 年 2 月 1 日に全喪しており、両社の事業主等の連絡先は不明であることから、これら事業主等から、申立人の両社における申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時のA社及びB社において申立人が氏名を記憶している 10 名の同僚等に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

そこで、社会保険事務所のA社及びB社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡がとれた 3 名の従業員のうち、申立人の在籍を証言した 1 名の従業員は、自分自身及び申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等については記憶にないとしており、また、残り 2 名の従業員は、申立人の在籍について記憶は

定かではないとしている。そして、社会保険事務所の記録では、申立人の在籍を証言した1名の従業員のA社における資格喪失日は、昭和39年9月28日、B社における資格取得日は、40年3月1日であることから申立人と同じであることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 36 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和 39 年 5 月 1 日であり、申立期間には適用事業所となっていない。また、同社は、45 年 10 月 31 日に全喪しており、事業主等の連絡先が不明であることから、事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡がとれた4名の従業員のうち、1名の従業員は、昭和 35 年 10 月に同社に入社したが 39 年 4 月まで厚生年金保険には加入しておらず、当該期間には厚生年金保険料の控除はなかったとしており、また、もう1名の従業員は、35 年 3 月に同社に入社したが、厚生年金保険に加入したのは 39 年 5 月であり、さらに、36 年 4 月から 39 年 4 月までは国民年金に加入し、その保険料を納付していたとしており、そして、残り2名の従業員は、申立人の在籍について記憶がないとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日までの間の加入記録が無いという回答をもらった。給与明細書等はないが、共に働いた家族には記録があるのに、私だけ記録が無いのは納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 40 年 6 月 14 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格を喪失後、41 年 8 月 1 日に同社において再度、資格を取得しており、40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、同社は、すでに解散しているため、同社に申立人の勤務の状況等を確認することはできなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を確認したところ、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっているのは同社の代表取締役である申立人の父を含む 3 名であったが、3 名ともすでに死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の状況等を確認することができなかった。このため、申立期間後に同社において厚生年金保険に加入している申立人の兄に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認するため、繰り返し照会したものの、それに対する回答は無かった。

また、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も存在しない。

さらに、申立人によると、同社において社会保険事務に係る手続きを行っていたのは、申立人の母であったとのことであるが、同人は亡くなっており、同人から申立期間当時の申立人の勤務の状況や社会保険事務所への手続き等について確認することができない。

一方、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の形跡は無く、また、事業主から申立人が資格を喪失した旨及び再度資格を取得した旨の届出がなされていないにもかかわらず、社会保険事務所が誤って当該資格の得喪の手続きを行ったとは考え難い。

そして、同社は、申立人の父が経営する5人程度の会社であり、かつ、申立人の母が社会保険に関する手続きを行っていたことから考えると、申立人の厚生年金保険の手続きにおいて、何の理由も無く、上記のとおり昭和40年10月1日に資格を喪失させ、41年8月1日に再度資格を取得させるという手続きを行ったとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年から 58 年まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた昭和54年から58年までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の同僚の名前も数名記憶しており、また、A事業所で店長になってからは、会社名は記憶に無いが、A事業所の親会社にあたる会社の社員扱いになり、申立期間について厚生年金保険に加入していたはずであるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の経営者であり、A事業所の親会社であったと申立人が主張するB社の当時の代表取締役の供述及び申立人の勤務状況等に関する申立内容から判断すると、申立人は、期間は不明であるが、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。また、上記代表取締役によると、A事業所は、個人的に経営していた事業所であるため、厚生年金保険の適用事業所であったB社とは関連が無く、同社の従業員としての取扱いはしなかったため、厚生年金保険や雇用保険の加入手続きは行わず、給与から当該保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人は、A事業所における申立人の前任の店長及び申立期間の副店長のほか、アルバイトの従業員の姓を記憶していたが、当該同僚等は、いずれも社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が無い。また、当該同僚の連絡先が不明のため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月下旬から 9 年 4 月末日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答があった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 9 年 4 月度入退職者名一覧及び事業主からの回答によると、申立人の入社日は不明であるが、申立人は、9 年 4 月 26 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社は、上記入退職者名一覧以外に申立人に係る資料を保有していないため、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況は確認できないとしている。

そして、同社によると、申立期間当時、正社員については、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除していたが、契約社員については、厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明であるとしているところ、上記入退職者名一覧では、申立人は正社員ではなく、契約社員であることが確認できる。

そこで、上記一覧において、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員について、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立人と同様に契約社員である従業員は、同社にて厚生年金保険に加入しておらず、正社員である従業員は厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人には、申立期間の雇用保険加入記録が無く、また、A社は、政

府管掌健康保険の対象事業所であるにもかかわらず、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していたとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 52 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、昭和 47 年 5 月からの加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、同社には、47 年 3 月に家事都合で退職したが、同年 5 月に復職し、52 年 12 月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和 47 年 5 月から 52 年 12 月までも勤務していたと申し立てている。

しかし、同社が加入していたB厚生年金基金の記録では、同基金が設立された昭和 46 年 7 月 1 日に資格を取得し、47 年 3 月 24 日に資格を喪失しており、申立期間の加入記録はない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録においても、昭和 45 年 5 月 1 日に被保険者となり、47 年 3 月 24 日に離職していることが確認できる。

さらに、同社は、すでに解散しており、また、事業主は死亡しているため、同社及び事業主から申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に照会したものの、申立人が、申立期間に勤務していたことは確認できなかった。また、当該同僚のうちの一人が保管していた昭和 48 年 3 月 28 日現在の同社の社員住所録を確認したが、申立人の記録はない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの間の加入記録が無いという回答をもらった。給与明細書等はないが、同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、38 年 3 月 1 日に資格を喪失後、39 年 9 月 1 日に同社において再度、資格を取得しており、38 年 3 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、同社から提出のあった同社の作成した申立期間当時の厚生年金保険の加入者名簿を見ると、申立人の加入記録は、上記社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致している。また、同社は、当該資料以外に、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を示す資料を保有していないことなどから、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できないとしている。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 5 月 4 日から同年 6 月 25 日までは、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該期間はA社に勤務していたとは認められない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間同時に同社にて厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したが、申立期間に申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月26日から同年12月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の同社における上司及び同僚について姓しか記憶していなかったため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、当該上司や同僚を特定できず、これらの者の連絡先等も不明のため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

そこで、当該被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から61年5月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が確認できない旨の回答をもらった。同社には、昭和46年7月1日から61年5月16日まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「証言書」並びにA社の元事業主及び申立人より名前が挙げられた同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に、ピアノの調律師として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、申立期間当時、同社において申立人と同様にピアノの調律の業務に従事していた者については、正社員と請負人に分けられるが、請負人は厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。そして、ピアノの調律の請負人として申立人の同僚が名前を挙げた者は、厚生年金保険に加入していないことが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人について記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和48年5月1日に資格喪失し、同年6月4日に健康保険証を返納した記録があり、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番等は見られない。また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人

が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 36 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 34 年 3 月から 36 年 3 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び勤務状況に関する申立人の申立内容から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、適用事業所になったのが昭和 57 年 1 月 1 日であり、申立期間には適用事業所となっていない。そして、A社では、従業員から厚生年金の保険料を控除したのは同社が厚生年金保険の適用事業所となってからであり、それ以前に同保険料を控除したことは無いと回答している。このことは、社会保険事務所の記録により、申立人を記憶している同僚（その後、A社の社長）について、厚生年金保険の加入状況をみると、同社が適用事業所となった 57 年 1 月 1 日からであり、37 年 7 月から 56 年 12 月までの間は、国民年金保険に加入し、その保険料を納付していることから裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から30年12月9日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、駐留軍の各司令官（大佐）宅にハウスポーイとして勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間も駐留軍のA大佐宅、B大佐宅等でハウスポーイとして勤務していたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する駐留軍A大佐及びB大佐の推薦状に記載された勤務期間により、申立人が、申立期間のうち、昭和26年11月1日から28年3月31日までA大佐宅に、28年9月から29年5月までB大佐宅に、家事使用人として勤務していたことが推認できる。

しかし、当時、申立人の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の業務を引き継いだ地方防衛局は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、当時の被保険者に係る資料が保存されていないため、分からないと供述している。

また、A大佐宅及びB大佐宅では、申立人の妻（当時は、結婚前）のみが一緒に勤務していたものの、同人が既に死亡しているため、申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認をすることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 20 日から 29 年 5 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、入社直後の申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には昭和 28 年 3 月 20 日から勤務したので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の辞令簿により、申立人が昭和 28 年 3 月 3 日に同社に準職員として採用され、申立期間に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が記憶している複数の同僚は、死亡又は住所不明であり、所在が確認できた1名も、申立人の氏名を聞いたことがある程度と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

そこで、社会保険事務所の名簿及びA社の辞令簿に記載のある者に確認したところ、複数の者が、厚生年金保険の加入は正社員になってからであり、正社員になるまでの期間は厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

また、A社の保管する健康保険の資格得喪記録簿により、申立人は昭和 28 年 4 月 9 日に健康保険の資格を取得していることが確認できるところ、同日から 29 年 2 月 1 日までの期間に健康保険の資格を取得した者 14 人が、申立人と同様に、29 年 5 月 15 日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、健康保険の資格取得者を一定期間後にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。